

JAMIT 規程 第 802 号
制定 2020年11月13日

M I T 誌論文投稿に関する倫理ガイドライン

目次

	(ページ)
1. 目的	2
2. 適用範囲	2
3. データ改竄・捏造に関する注意	2
4. 剽窃に関する注意	2
5. 図、写真および表の引用に関する注意	2
6. 論文著者に関する注意	2
7. 二重投稿に関する注意	2
8. 改廃	2
9. 附則	3

1. 目的

本ガイドラインは、一般社団法人日本医用画像工学会（以下、「本学会」という）の学会誌“MEDICAL IMAGING TECHNOLOGY（以下「MIT 誌」という）”に論文投稿する場合の注意をまとめたものである。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、「本学会」の学会誌「MIT 誌」に投稿する場合に適用する。

3. データ改竄・捏造に関する注意

論文投稿のために研究データを改竄・捏造することは、著者のみならず、研究分野全体、ひいては科学技術の信頼性に関わる重大な問題を引き起こす恐れがある。絶対にしてならない。

4. 剽窃に関する注意

慣用的に使用される表現などを除き、他の論文や著作物に独自性が認められる表現を出典の記載なしに自らの論文に使用することは剽窃に当たる。執筆の際には十分注意すること。

5. 図、写真および表の引用に関する注意

他の著作物から図、表、文書を原形あるいは原形に近い状態で転載する場合は、事前にその著者および出版社の了承をとること。また、費用が発生する場合は、著者負担となる。

6. 論文著者に関する注意

研究成果に一定の学術的な貢献があった人物は必ず著者に含めるべきであるが、全体として多すぎないように留意すること。また、学術的な貢献のない場合は著者として含めないこと。直接的あるいは学術的ではないが一定の貢献をした人物については、謝辞において記載するのが一般的である。

原則として投稿された原稿に対する著者の変更は認めないものとする。ただし、条件付採録と判定された原稿を修正する過程において著者の増減や順序変更が必要になった場合は、編集委員会に変更を申し出ることができる。採録決定後の著者変更は認めないものとする。

7. 二重投稿に関する注意

記述した言語に関わらず、他の査読付き論文誌に掲載された論文と同一内容のものを本論文誌に投稿することはできない。また、本論文誌へ投稿した論文と同内容のものを同時に他の査読付き論文誌への投稿に使用することもできない。ただし、一部に同内容を含むが手法の改良や新実験データの追加など、発展的あるいは新しい内容が追加されていてその部分の新規性を主張している場合は、この限りではない。

8. 改廃

本ガイドラインの改定は編集委員会の決議とする。

本ガイドラインの廃止は理事会の決議とする。

9. 附則

1. 制定・改定の経緯

- (1) 本ガイドラインは、一般社団法人日本医用画像工学会の設立の登記の日から施行する。